



今年も雪を心配する季節を迎えます。
町は、町道の除雪作業を実施しますが、その作業には限界があり、全ての道を除雪することはできません。
そこで必要なのが皆さまの力です！
自分の力による「自助」、隣近所や地域で支え合う「共助」の重要性をご理解いただき、除雪へのご協力をお願いします。

町の除融雪体制

町は、町道の安全な交通を確保するため、積雪量に応じて除雪指定路線を除雪します。
除融雪は、町内の建設業者等11社に委託し、ドーザー16台、融雪剤散布車2台により実施します。

除雪車出動の目安

※詳しい除雪路線は、町ホームページをご覧ください。

出動	積雪量(目安)	主な除雪指定路線
第1次出動	10cm	●主要幹線道路…国道18号、県道へ接続する交通量の多い町道(通称かりん道路、ふるさと農道など) ●補助幹線道路…各地区内の主な幹線道路
第2次出動	30cm	●第1次出動対象道路 ●各地域主要生活道路…各地域の主な生活道路

積雪時は

「自助」「共助」「公助」で効率よく除雪しましょう

- 「自助(自分で)」
自宅の敷地やその周辺は各ご家庭で除雪しましょう。
- 「共助(地域で)」
地域の生活道路や歩道、特に通学路は、子どもたちの安全確保のための除雪にご協力ください。
- 高齢者のお宅などは、地域の皆さまで声を掛け合って除雪をお願いします。
- 「公助(行政で)」
町で除雪指定路線の除雪を実施します。

危険です！やめましょう

- 1路上駐車をしてはいけない
路上駐車された車は、除雪作業の妨げとなります。また、交通渋滞や事故につながる恐れもあります。
- 2道路へ雪を出さない
道路へ雪を出すと、交通の支障となり、思わぬ事故につながる場合があります(道路に雪を出す行為は、道路交通法で禁止されています)。
- 3水路や側溝へ雪を入れない
水路や側溝へ雪を投げ入れると、下流で雪が詰まり、水が溢れて道路が凍結するおそれがあります。

雪の片付けに「ご協力ください」

- 1屋根から落ちた雪
屋根から道路へ落ちた雪は、交通事故や緊急車両の通行の妨げになるため、しっかりと片付けましょう。
- 2道路除雪で残った雪
道路の除雪後に残った雪が玄関や車庫前などをふさいでしまう場合があります。各ご家庭、ご近所で声を掛け合って片づけていただきますようお願いいたします。

日ごろから降雪に備える

日ごろからテレビやラジオ、インターネット等により気象情報に関するニュースに注意しましょう。大雪が予想される場合には、事前に食料や燃料などの生活必需品の確保に努め、豪雪時の外出は控えましょう。

問い合わせ先

町道について	建設水道課建設係	(32) 3129
県道について	県佐久北部事務所維持係	0267(63) 3173
国道について	国土交通省 長野国道事務所上田出張所	0268(22) 2737

固定資産税のお知らせ

令和6年度
償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人事業主の方で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために使用している機械・器具・備品などのことです。
町内で償却資産を所有されている方は、1月1日時点の所有状況について毎年申告が必要です。

申告の対象となる償却資産

- ①構築物(駐車場・看板等)
- ②機械・装置(工作機械・印刷機械等)
- ※太陽光発電設備も含む
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両・運搬具
(台車・大型特殊自動車等)
- ⑥工具・器具・備品
(ロッカー・パソコン等)

※太陽光発電設備について
個人で設置している家庭用以外の太陽光発電設備(野立て、アパート・工場の屋根等)も事業の用に供している資産となりますので申告が必要です。

原則として申告対象外のもの

- 土地・建物(一部建物を除く)
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告で、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得価額が20万円未満で、法人税・所得税の申告で、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や※軽自動車税の課税対象となる資産
- ※小型の農耕トラクターに農耕作業用トレーラー(けん引式農作業機)を装着して走行する場合、けん引される農耕作業用トレーラーも軽自動車税(種別割)の課税対象となります。その場合はナンバーの交付申請手続きが必要となります。

申告方法

- 令和5年度に申告をされた方
12月中に申告書を送付しますので忘れずに提出してください。
- 新規に申告される方
新たに事業を始めた方で申告する書類が必要な方はご連絡ください。

提出期限

令和6年1月31日(水)

家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。
家屋を取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。
●取り壊した家屋が登記されている場合
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。
この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。
※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

●取り壊した家屋が未登記の場合
未登記の家屋は、法務局に登記の情報がなかったため、町へ直接届出が必要となります。
なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

住宅用地に対する課税標準の特例措置について

固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置とは、居住用家屋の敷地について200㎡までは課税標準額が評価額の6分の1の額に、200㎡を超える部分(住宅の床面積の10倍まで)については課税標準額が評価額の3分の1の額に減額される特例措置です。

●特例適用条件

- 特例適用条件
専用住宅、併用住宅、セカンドハウスと認められた家屋に居住されている方が対象となります。
- 申請はお忘れなく
特例措置を受けるには申請が必要となります。
住宅を新築された方や、中古住宅を購入された方は、特例適用の申請をしてください。

問い合わせ先

税務課資産税係(32) 3126

